



様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5 年 3 月 15 日

沖縄総合事務局長 田中 愛智朗殿

恩納村長 長浜 善巳

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

恩納村は県都那覇市より北に約 50 km、沖縄本島のほぼ中央部西海岸側に位置し、山や川、海などの変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれている。半農半漁な村だった恩納村は現在、サンゴ礁の広がる美しい海岸線が観光資源として注目され、大型のリゾートホテルが建ち並ぶ観光リゾート地として成長してきた。それに伴い、産業別就業者数も第 1 次産業 11.2%、第 2 次産業 9.8%、第 3 次産業 77.9%（令和 2 年国勢調査）と第 3 次産業の割合が高くなっている。

しかし、年少人口の増加が鈍化（令和 2 年 1,585 人（対平成 27 年比 0.6% 増））する一方で、老人人口の急増（令和 2 年 2,621 人（対平成 27 年比 16.5% 増））は、人手不足や後継者不足など、恩納村の産業基盤を強化・発展させていく中で大きな課題となっている。

(2) 目標

恩納村では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者及び小規模企業者の先端設備等の導入を促すことにより、設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、県内屈指のリゾート地域としてさらに発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

恩納村の産業は、農林水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が恩納村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多岐にわたる設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

恩納村は本島のほぼ中央部西海岸側に位置し、南北に 27.4 km、東西に 4.2 km と細長く、国道 58 号線と県道 6 号線が縦断している。那覇空港から約 50 km と離れているが、沖縄自動車道のインターチェンジが本村に隣接しているため、約 1 時間で移動でき、村外からの交通アクセスの利便性は向上している。また、村内事業所は、村内全域に点在していることから、本計画は、村内一円を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

恩納村の産業は、戦前、戦後を通じて半農半漁であったが、現在は観光サービス業と結びついた農林水産業、建設業、製造業、工芸産業と多岐に渡り、多様な業種が恩納村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均 3 %以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3 年間、4 年間、5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A4 とする。